

日本科学者会議(JSA)滋賀支部

NEWS LETTER

2017 年 2 月 10 日発行 第 32 号 事務局長 小島 彬 TEL/FAX 077-589-3724 akrkojima@ybb. ne. jp

軍学共同に反対する 科学者会議シンポジウムの概要報告

2016年12月3日に阪大の豊中キャンパスで上記のシンポが開催され、講演と報告があり41名が参加しました。滋賀支部からは池内さん(講演)、河さん(報告)を含めて6名が参加し、大阪支部に次ぎ多くの参加者でうち4名が現役の大学教員でした。

池内了さん(名大名誉教授)は「軍事に奉仕する科学になってよいのか―軍学共同に抗して一」と題して31頁のレジュメを用意し講演されました。その講演や報告の発言内容のテープ起こしは近畿地区で今行っており、近くJSAのeマガジンで閲覧できるので、印象に残った点をお伝えします。

先ず軍学「共同」とはいうが、実質は防衛省の下請 け機関になり下がり、対等平等にはなりえないという ことを指摘されました。安全保障推進制度ができて防 衛省が提示した 20 件のテーマは、例えばメタマテリ アルの研究というとあたかも基礎的研究に思えますが、 実際は敵のレーダーに受からないステルス戦闘機の表 面に塗布する材料の開発です。大学などの機関への研 究委託は、防衛省所属のプログラム・オフィサー(PO) が管理し、堂々と研究機関の大学内に入って活動を行 います。それで思い出したのが、私の大学院の入試で 同じクラスに防衛大学校から合格した者がいて、徹夜 で実験している博士課程の院生から聞いた話では、防 衛省組は毎週早朝の4時ごろ集まって話し合いをして おり、彼らは大学内の情報収集を集める任務も帯びて いるのではないかということでした。従ってPOが大 学内で活動を行えば、大学の組合や JSA の活動も探る 危険性は当然あります。研究費である「委託費」は一 般の研究助成金とは異なり、研究終了後の後払いをす ることになっていて、いわゆる食い逃げをさせないよ うになっています。また防衛省内には600人程度もの 博士号取得者がいるとのこと。いわゆる防衛省が言う 「デュアルユース」については、民生利用の道がある ことを強調してはいるが、防衛省は民生品の軍事品へ の転換のみ関心がある。

2015年度の審査結果は109件の応募に対して9件

の採択があり、そのうち大学が4件で、その中に東工大が含まれている。この大学は2017年にガイドラインを作成しているいわば危険な大学であり、学長が学術会議の会長をしている豊橋技術大学が採択されたテーマは、ナノファイバーによる有害化学物質の吸着特性評価となっていて聞こえはよいが、実際は毒ガス戦車で使用できるマスクの吸着研究であり、毒ガス研究に繋がっていると思われます。

2016 年は応募が激減し、44 件の応募に対して 10 件の採択があった。そのうち大学が5件で、北大や大阪市大の国公立大学が含まれます。北大は旧帝大への切り崩しと考えられ、大阪市大のテーマは多孔性ナノ粒子集合体で、毒ガスの吸着や分解を扱い、明らかに毒ガス戦を想定しています。2016 年度の公募要領を見ると公開を原則としているが、軍装備の公開などありえないと言われました。

応募激減の理由として、メディアによる報道、戦争 法反対の広がり、小手先の「公募要領」が研究者の「疑 心暗鬼」を招いたこと、大学の行動規範の見直しや確 認などが考えられる。新潟大学の行動規範は、「科学者 は、その社会的使命に照らし、教育研究上有意義であ って、人類の福祉と文化の向上への貢献を行うものと し、軍事への寄与を目的とする研究は、行わない。」と 述べており、東大は「世界の公共性に奉仕する大学・・・」 という憲章を盾にしており、京大、早稲田、立命、龍 谷は従来からの規範で軍学共同を排除しています。い ま滋賀県立大は学内で軍事研究問題を検討しています が、上記の先進大学から学んで全大学人による行動規 範を早急に確立することが必要です。

日本学術会議は 1949 年の創立以降、戦争目的の研究は行わないとしてきましたが、今の大西会長は自衛のための軍事研究は許容されるとして、幹事会で「安全保障と学術に関する検討委員会」の設置を決定し、11月18日の検討委員会では池内さんも参考意見を陳述されました。彼らは「特定秘密保護法は適用されないと」言明したが、それを文章で明記すべきと主張され、検討すると約束したとのことです。大学の研究者への軍事研究の誘導は、まさに研究者版「経済的徴兵制」であり、全ての戦争は「自衛のため」を理由にし

てきたということを知る必要がある。大学からの反撃 は弱いと指摘され、各大学で執行部に対して先述の規 範や声明を迫ることや、学内や地域の集会やシンポを 企画する、あるいは全国の「連絡会」に参加し活動を 共にすることを求められました。

そのあと阪大、京大、滋賀県立大からの報告がありました。なおシンポの時間が短く、質疑応答や参加者の討議時間が確保されていなくて大変残念に思いました。(小島 彬)

研究不正問題への対応策の構築に 向けた滋賀県立大学の取り組み 一研究倫理教育セミナーおよび 榎木英介先生特別講演会―

筆者はこれまでの経験から、研究不正問題は社会構造上の問題から生じており、個人の倫理観や道徳意識を高めるという既存のプログラムでは解決に至らないと考えている。昨年2月に、研究不正問題に関する研究で知られている菊地重秋氏 (JSA 東京支部、JSA 科学者の権利問題委員会委員)を招聘してご講演いただき、好評を博したのは、先に報告したとおりである。菊地先生は環境科学部の教員約50名を前にした講演を「殆どの教員は研究倫理を学んだことがない。滋賀県立大学でも、大学院生・学生向けに研究倫理の講義を設けてほしい」という言葉で締めくくられた。

菊地先生の問題提起を踏まえ、「研究倫理教育セミナー」が平成28年度初頭から早速スタートした。アカデミックハラスメント、似非科学など科学の諸問題に関して問題意識を持つ、筆者を含めた教員有志で実施委員会を立ち上げ、主に大学院生向けの自主セミナーとして以下のようなプログラムを実施した。

第1回(5月) なぜ研究不正はなくならないか

第2回(6月) ハラスメントに負けない

第3回(7月) 実験ノートの取り方

第4回(10月) 公式調査報告書から何が読み取れるか

第5回(11月) 信じていた学説が間違っていた場合の対処

第6回(12月) アカハラを受けた私がやってきたこと

第7回は、榎木英介氏(近畿大学医学部)をお招き して1月19日に実施した。榎木先生は、「生命科学で はなぜ研究不正が多発するのか~背景にある過度な競 争とアカデミックハラスメント」というタイトルで、 この日2回講演された。 1回目の講演は、環境科学 部教員が参加する人権問題研修会、2回目が公開の特 別講演会である。

榎木先生は、「博士漂流時代」「嘘と絶望の生命科学」などの著書で知られ、若手研究者のキャリアや研究不正など、科学技術に関する諸問題に関して活発に情報発信されている。また、昨年9月の総学でも「研究不正の構造的背景〜生命科学系を中心に考える」というタイトルでご講演いただいており、ISAとの縁も深い。

榎木先生は、研究不正問題の構造と背景を、特にアカデミックハラスメントとの相関に力点を置いてわかりやすく話をされた。今後、研究不正問題をできるだけ多くの人に周知して関心を高めることが重要であり、研究不正をこのまま野放しにしておくのは経済的にも、人的資源の活用という点でも大きな損失であると力説された。平日の遅い時間の開催にもかかわらず、外部からも参加者があった。岡山大の研究不正問題に関する情報提供があり、また、「悪意なく実験の結果が再現できないときに、訂正論文を出すことが"良いこと、よくあること"とみなされる様になれば、グレーゾーンが減るかもしれない」という意見も寄せられた。遠路お越しいただき、ハードスケジュールの講演をご快諾いただいた榎木先生には、心から感謝したい。

「研究倫理教育セミナー」は、平成29年度から「環境研究倫理特論」として、正式な大学院講義になることが決定した。全国的にも類を見ない新しい教育プログラムであるが、どのような内容を入れるべきか、また、学生たちの参加を促すにはどうすればよいかなど問題は山積している。今後とも、JSA 会員の先生方にはご指導・ご助言をお願いしたいと考えている。また、末筆ながら、筆者が研究不正問題とアカデミックハラスメントの関連について記述した論説1)が、学術雑誌「金属」に掲載され、昨年末より科学者の権利問題委員会のサイトで閲覧可能となっていることをお知らせしたい。

1)原田英美子(2016)トップダウン型研究不正の手 法解明ー捏造・アカハラ研究室でいかに生き残るか? 東北大学金属材料研究所の例から学ぶ.金属、

6(12):91-102.

http://www.jsa.gr.jp/commitee/kenri1612harada.pdf (JSA 滋賀支部・JSA 科学者の権利問題委員会委員 原 田英美子)

会員の皆様へのお願い

第5回幹事会で支部会員の連絡先や要望等に関するアンケートを行うことを決めました。2月に実施しますのでご協力ください。